

## 追加受付

# 令和6年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領

香川県

香川県に測量・建設コンサルタント業務等の追加の入札参加資格申請をしようとする者は、この要領に従い申請してください。

## 提出方法

県内業者・・・持参 新型コロナウイルス感染症の影響等により申請受付期間内に持参が困難な場合のみ、郵送による申請を受け付けます。

県外業者・・・郵送 申請期間内に簡易書留等により郵送してください。県内業者の受付期間とは異なりますので注意してください。

## 登録が必要な業種

申請業種には、所定の登録がなければ申請できない業種(業務)があります。登録が必要な業種(業務)は次のとおりです。

資格審査を行う業種	略称	登録が必要な業務	必要な登録
測量	測量	測量一般、地図の調整、航空測量	測量業者
建築関係建設コンサルタント業務	建築	建築一般、意匠、構造	建築士事務所 (契約締結をする営業所)
土木関係建設コンサルタント業務	土木	—	—
地質調査業務	地質	—	—
補償関係コンサルタント業務	補償	不動産鑑定	不動産鑑定業者

## 追加申請の対象事業者

- 令和5年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録されていない事業者
- 令和5年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格者名簿に登録されているが、新たな業種(又は営業所)を追加しようとする事業者

## 用語の定義

県内業者・・・香川県内に本社(本店)がある者のこと。

県外業者・・・香川県以外に本社(本店)がある者のこと。

営業所・・・本店(本社)、支店(支社)営業所等をすべて含みます。

## 結果の公表について

資格審査の結果は、令和6年4月1日(月)に香川県建設業許可関連ホームページに掲載します。個別に通知はしませんので、ホームページでご確認ください。

【香川県建設業許可関連ホームページURL】

<http://www.pref.kagawa.lg.jp/dobokukanri/kensetsu/>

## 有効期間について

入札参加資格の有効期間は1年間(令和6年4月1日～令和7年3月31日)です。

## 申請受付について

- ・電子申請は利用できませんので、必ず書面で申請してください。
- ・申請受付期間は次のとおりです。申請受付期間以外は受付できませんのでご注意ください。
- ・面談は予約が必要ですので、必ず事前に電話で予約を行ってください。
- ・県内業者は新型コロナウイルス感染症の影響等により申請受付期間内に持参が困難な場合のみ、郵送による申請を受け付けます。

受付区分	審査日時(送付期間)	審査場所(送付先)
県内業者 (持参)	令和5年12月19日(火)～12月26日(火)(土日祝除く) 午前:9時30分～11時30分 午後:1時30分～3時30分  ※新型コロナウイルスの影響等により申請受付期間内に持参が困難な県内業者に限り、この期間に郵送による資格審査を受け付けます。	県庁本館14階土木監理課内 (高松市番町四丁目1番10号) TEL:087-832-3507 <b>【予約必要】</b>  ※審査場所は土木事務所ではありません
県外業者 (郵送)	令和5年12月12日(火)～ <u>12月19日(火)(消印有効)</u> <u>※簡易書留や一般書留、又は、特定信書便事業者が行う配達記録付きのサービスで送付してください。</u>  <u>※封筒表面には「測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書在中」と記載してください。</u>	<b>【宛先】</b> 〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号 香川県土木部土木監理課 契約・建設業グループ

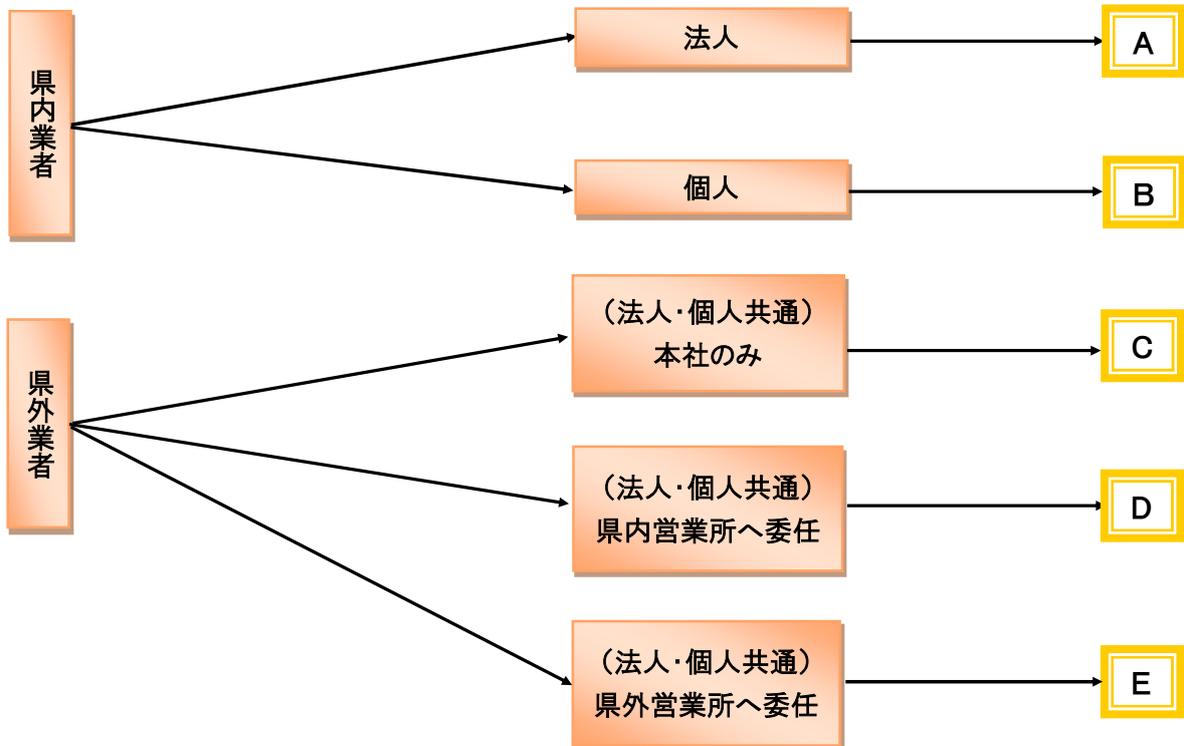
★令和5年12月26日(火)午後5時までに補正が完了しない場合受付できませんので、十分ご注意ください。

※郵送の場合も補正の期限は同様ですので、早めに申請(郵送)するようにしてください。

予約先:土木監理課 契約・建設業グループ【TEL】087-832-3507

## 手続きフロー 提出区分について

提出区分は次のとおりです。提出区分によって必要な提出書類が異なりますので、どの区分となるのかを確認してください。



### 委任営業所について

#### 県内業者

・委任する営業所を設定できません。必ず主たる営業所から申請してください。

#### 県外業者

・本店を含めて最大2つの営業所を設定することができます。

(例1) 本社からは申請せず、委任する営業所を2つ申請する場合

例えば、高松支店から測量を申請し、大阪支店から地質を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は、「D」の県内営業所へ委任する業者となります。

(例2) 本社と委任する営業所を1つ申請する場合

例えば、東京本社から測量を申請し、大阪支店から地質を申請する場合です。この場合、上記の提出区分は、「E」の県外営業所へ委任する業者となります。

※本社から申請する場合は、委任する営業所を1つまでしか申請できませんのでご注意ください。

## 提出書類について(①新規)

提出書類は次のとおりです。前ページの提出区分に従って、次の表のとりの提出書類及び確認書類が必要となります。

○…提出書類です。

△…備考欄に記載の場合は省略可能です。

☆…該当がある場合に提出する書類です。

項番	提出書類・確認書類	提出区分					備考
		A	B	C	D	E	
		県内・法人	県内・個人	県外・本社のみ	県外・県内委任	県外・県外委任	
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	
②	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	
③	経営規模等総括表	○	○	○	○	○	
④	希望業務等総括表	○	○	○	○	○	
⑤	技術職員総括表	○	○	○	○	○	作成基準日：令和5年11月1日現在
⑥	納税証明書(国税)	○	○	○	○	○	法人(その3の3)、個人(その3の2)
⑦	納税証明書(県税)	○	○		○		
⑧	個人住民税の滞納がない旨の証明書		○				
⑨	測量法第55条の8の規定に基づく書類	☆	☆	☆	☆	☆	測量を希望する場合に提出
⑩	各登録規程第7条に規定する現況報告書	☆	☆	☆	☆	☆	各登録規程に登録がある場合に提出
⑪	商業登記簿	△		△	△	△	⑨又は⑩がある場合は省略可
⑫	業務経歴書	△	△				⑨又は⑩がある場合は省略可(建築の申請者を除く)
⑬	財務諸表	△	△	△	△	△	⑨又は⑩がある場合は省略可
⑭	登録証明書	☆	☆	☆	☆	☆	建築(建築一般、意匠、構造)、補償(不動産鑑定)を希望する場合に提出
⑮	林業技士(森林土木)一覧表	☆	☆	☆	☆	☆	林業技士(森林土木部門)については、この一覧表を提出する
⑯	返信用封筒			○	○	○	

※上記の区分に当てはまる区分がない場合は、土木監理課までお問合せください。

### 提出書類について

提出にあたっては、次の事項に注意してください。

提出部数	1部
綴り方	<p>・提出書類①～⑯については、番号順にクリップ止めをして提出してください。</p> <p>・コピーで提出できる書類は必ずA4判に統一する。</p> <p>・原本提出の書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付、大きい場合は折り込みする。</p>
注意事項	書類提出時には、チェックリストにより提出書類等に不足がないか必ず確認してください。

## 提出書類について(②追加)

提出書類は次のとおりです。前ページの提出区分に従って、次の表のとりの提出書類及び確認書類が必要となります。

○…提出書類です。

△…備考欄に記載の場合は省略可能です。

☆…該当がある場合に提出する書類です。

項番	提出書類・確認書類	提出区分					備考
		A	B	C	D	E	
		県内・法人	県内・個人	県外・本社のみ	県外・県内委任	県外・県外委任	
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	
②	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	
③	経営規模等総括表	○	○	○	○	○	
④	希望業務等総括表	○	○	○	○	○	
⑤	技術職員総括表	○	○	○	○	○	作成基準日：令和5年11月1日現在
⑥	納税証明書(国税)						
⑦	納税証明書(県税)				☆		香川県内に新たに営業所を追加する場合
⑧	個人住民税の滞納がない旨の証明書						
⑨	測量法第55条の8の規定に基づく書類	☆	☆	☆	☆	☆	測量を希望する場合に提出
⑩	各登録規程第7条に規定する現況報告書	☆	☆	☆	☆	☆	各登録規程に登録がある場合に提出
⑪	商業登記簿	△		△	△	△	⑨又は⑩がある場合は省略可
⑫	業務経歴書	△	△				⑨又は⑩がある場合は省略可(建築の申請者を除く)
⑬	財務諸表	△	△	△	△	△	⑨又は⑩がある場合は省略可
⑭	登録証明書	☆	☆	☆	☆	☆	建築(建築一般、意匠、構造)、補償(不動産鑑定)を希望する場合に提出
⑮	林業技士(森林土木)一覧表	☆	☆	☆	☆	☆	林業技士(森林土木部門)については、この一覧表を提出する
⑯	返信用封筒			○	○	○	

※上記の区分に当てはまる区分がない場合は、土木監理課までお問合せください。

### 提出書類について

提出にあたっては、次の事項に注意してください。

提出部数	1部
綴り方	<p>・提出書類①～⑯については、番号順にクリップ止めをして提出してください。</p> <p>・コピーで提出できる書類は必ずA4判に統一する。</p> <p>・原本提出の書類がA4判より小さい場合はA4判の台紙に貼付、大きい場合は折り込みする。</p>
注意事項	書類提出時には、チェックリストにより提出書類等に不足がないか必ず確認してください。

項番	提出書類・確認書類	書類の説明・注意事項等
①	チェックリスト	<p>【記載例9ページ参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資格申請に必要な書類を表示しています。</li> <li>・手続きフローをご確認の上、必要な提出書類を確認してください。</li> <li>・書類提出の前には必ずチェックリストを確認し、不足書類がないようにしてください。</li> <li>・<b>書類に不備がある場合は、受付ができない場合がありますのでご注意ください。</b></li> </ul>
②	測量・建設コンサルタント業務等 入札参加資格審査申請書	<p>【記載例10～12ページ参照】</p> <p>様式をホームページからダウンロードして作成してください。 県内業者用と県外業者用の様式が異なりますのでご注意ください。</p>
③	経営規模等総括表	<p>【記載例13ページ参照】</p> <p>様式をホームページからダウンロードして作成してください。</p>
④	希望業務等総括表	<p>【記載例14ページ参照】</p> <p>様式をホームページからダウンロードして作成してください。</p>
⑤	技術職員総括表	<p>【記載例15ページ参照】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・作成基準日：令和5年11月1日現在</li> <li>・様式をホームページからダウンロードして作成してください。</li> </ul>
⑥	納税証明書(国税) (コピー可)  <div style="border: 2px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">様式注意！！</div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年10月1日以降に発行されたもの。</li> <li>・免税業者も発行されます。</li> <li>・電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします(xml形式は不可)。</li> <li>○<u>法人の場合(様式その3の3)</u></li> <li>・「法人税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。</li> <li>・<b>様式その3の3以外は受付できませんのでご注意ください。</b></li> <li>○<u>個人の場合(様式その3の2)</u></li> <li>・「所得税」及び「消費税及び地方消費税」に未納の税額がない旨の証明書が必要です。</li> <li>・<b>様式その3の2以外は受付できませんのでご注意ください。</b></li> </ul>
⑦	納税証明書(香川県税) (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年10月1日以降に発行されたもの。</li> <li>・香川県内に申請する営業所がある場合に必要です。</li> <li>・すべての税目で未納の税額がない旨の証明書が必要です。</li> <li>・県税の納税証明書の発行を請求するためには、法人等の代表者印と受領者の本人確認が必要となります。また、交付手数料として、1通につき400円の<b>県証紙</b>が必要です。</li> </ul>
⑧	個人住民税の滞納がない旨の 証明書 (コピー可)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年10月1日以降に発行されたもの。</li> <li>・県内業者の個人事業主のみ必要です。</li> <li>・令和5年1月1日現在の申請者の住民登録地の県内市町において証明を受けたものが必要です。</li> <li>・「<b>個人住民税に滞納がない旨の証明書</b>」は市町窓口の様式を用意しておりませんので、<b>様式を用意しないと交付は受けられません。</b>様式はHPIに掲載していますので利用してください。</li> </ul>

項番	提出書類・確認書類	書類の説明・注意事項等
⑨	測量法第55条の8の規定に基づく書類 (コピー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請業種「測量」は、登録のない業者は申請できません。</li> <li>・測量法第55条の8の規定に基づく書類(いわゆる現況報告書)を提出してください。</li> <li>・国土交通省地方整備局に提出したものの写し。受付印は不要です。</li> <li>・提出日を余白に記入してください。</li> </ul>
⑩	各登録規程第7条に規定する現況報告書 (コピー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申請業種「土木」「地質」「補償」は、登録がない場合でも申請できます。</li> <li>・国土交通省地方整備局の受付印があるもの。(未返却の場合は提出日を余白に記入すること。)</li> <li>・各登録規定の提出書類は次のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○申請業種「土木」→建設コンサルタント登録規程の現況報告書一式</li> <li>○申請業種「地質」→地質コンサルタント登録規程の現況報告書一式</li> <li>○申請業種「補償」→補償コンサルタント登録規程の現況報告書一式</li> </ul> </li> </ul>
⑪	商業登記簿 (コピー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑨、⑩の書類がない場合は提出してください。</li> <li>・令和5年10月1日以降に発行されたものであること。</li> <li>・法人のみ提出してください</li> </ul>
⑫	業務経歴書(1年分)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県外業者は提出不要です。</li> <li>・⑨、⑩の書類がない場合は提出してください。</li> <li>・⑨、⑩の書類がある場合でも、「建築」を申請する場合は建築の業務経歴書を提出してください。</li> <li>・様式はホームページからダウンロードして作成してください。</li> </ul>
⑬	財務諸表(1年分) (コピー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・⑨、⑩の書類がない場合は提出してください。</li> </ul>
⑭	登録証明書 (コピー)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和5年10月1日以降に発行されたものであること。</li> <li>・<b>建築士事務所、不動産鑑定業者</b>の登録を受けている場合に提出してください。(これ以外の登録に関する証明書は不要です。)</li> </ul>
⑮	林業技士(森林土木)一覧表	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作成基準日:令和5年11月1日現在</li> <li>・香川県内で勤務する技術者の登録証(コピー)を添付してください。</li> <li>・該当がある場合のみ作成してください。</li> </ul>
⑯	返信用封筒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・郵送の場合、受付(審査済)印を押印した①チェックリスト(コピー)を返送するため、返信用封筒を同封してください。</li> </ul>

### 注:建築を申請する場合の注意点

#### 1. 建築のみを申請する場合

建築一般・意匠・構造の3業務については登録が必要ですが、申請業種「測量」、「土木」、「地質」、「補償」のような現況報告書提出の定めがないため、登録の有無に関わらず⑪商業登記簿、⑫業務経歴書及び⑬財務諸表の提出が必要です。

2. ⑨測量法第55条の8の規定に基づく書類や⑩各登録規程第7条に規定する現況報告書を提出する場合であっても、「建築」を申請する場合は、建築の⑫業務経歴書を提出してください。(⑪商業登記簿、⑬財務諸表は不要です。)

### 国税の納税証明について

国税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

<http://www.nta.go.jp/taxes/nozei/nozei-shomei/01.htm>

納税証明書のオンライン交付請求について（※電子納税証明書はPDF形式で印刷されたもののみ可とします（xml形式は不可））のでご注意ください。）

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei2.htm>

（書面の納税証明書を受け取る場合について）

<http://www.e-tax.nta.go.jp/tetsuzuki/shomei1.htm>

（電子納税証明書（電子ファイル）について）

### 香川県税の納税証明について

香川県税の納税証明については、次のホームページから確認してください。

（県税のページ）

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/>

（県税のページ Q & A納税証明書について）

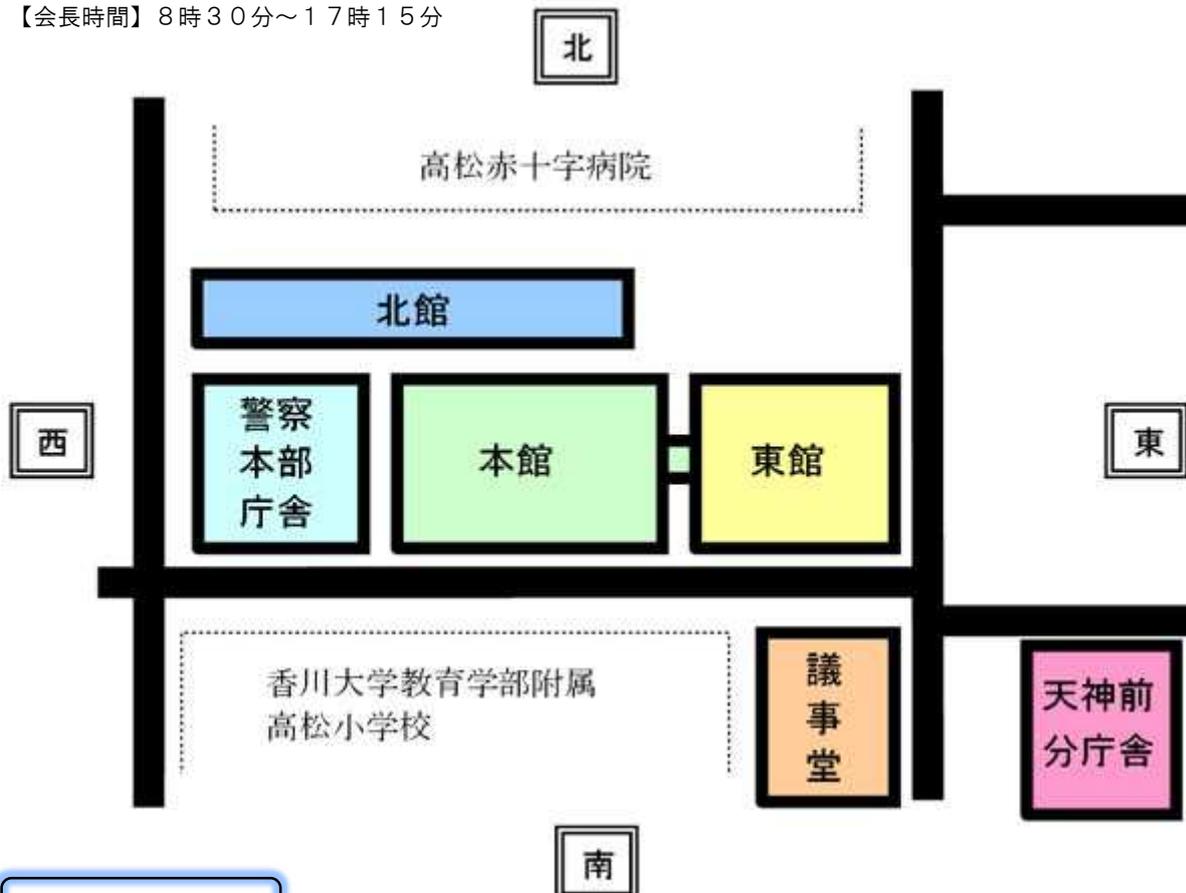
[https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/q\\_and\\_a/qa013.htm#05](https://www.pref.kagawa.lg.jp/zeimu/zeikin/q_and_a/qa013.htm#05)

### 県庁舎配置図

〒760-8570 香川県高松市番町四丁目1番10号

【代表電話】087-831-1111

【会長時間】8時30分～17時15分



### 問い合わせ先

担当窓口	住所	電話番号
土木監理課(契約・建設業グループ)	高松市番町四丁目1番10号	087-832-3507

令和6年度香川県測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請チェックリスト

新規

住所 高松市サンポート2番1号 高松シンボルタワー7階

商号・名称 香川コンサルタント

申請区分 電子申請 ・ 書面申請

申請要領「手続きフロー」の提出区分A～Eに該当する項目に○をしてください。

項番	提出書 (凡例) ○…提出書類 △…備考記載の場合は省略可 ☆…該当がある場合に提出	A	B	C	D	E	チェック欄	備考
				県 外	県 外	委 任		
①	チェックリスト	○	○	○	○	○	✓	
②	測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書	○	○	○	○	○	✓	
③	経営規模等総括表	○	○	○	○	○	✓	
④	希望業務等総括表	○	○	○	○	○	✓	
⑤	技術職員総括表	○	○	○	○	○	✓	作成基準日：令和5年11月1日現在
⑥	納税証明書（国税）	○	○	○	○	○	✓	法人（その3の3）、個人（その3の2）
⑦	納税証明書（県税）	○	○		○		✓	
⑧	個人住民税の滞納がない旨の証明書		○				✓	
⑨	測量法第55条の8の規定に基づく書類	☆	☆	☆	☆	☆	✓	測量を希望する場合に提出
⑩	各登録規程第7条に規定する現況報告書	☆	☆	☆	☆	☆	✓	各登録規程に登録がある場合に提出
⑪	商業登記簿	△		△	△	△		⑨又は⑩がある場合は省略可
⑫	業務経歴書	△	△				✓	⑨又は⑩がある場合は省略可（建築の申請者を除く）
⑬	財務諸表	△	△	△	△	△	✓	⑨又は⑩がある場合は省略可
⑭	登録証明書	☆	☆	☆	☆	☆	✓	建築（建築一般、意匠、構造）、補償（不動産鑑定）を希望する場合に提出
⑮	林業技士（森林土木）一覧表	☆	☆	☆	☆	☆		林業技士（森林土木部門）については、この一覧表を提出する
⑯	返信用封筒			○	○	○	✓	

該当する選択提出区分A～Eについて、事前にチェックを行ってください。

行政庁記入欄	受付日付印
この欄は記入しないでください。	

測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書（県内業者・書面申請用）

記載例（県内業者）

令和6年度において、貴県で行われる測量・建設コンサルタント書類を添えて、入札参加資格の審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

当社（個人の場合は私、団体の場合は当団体）は、貴職が発注する測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査申請にあたり、現在及び将来において、香川県建設工事指名停止等措置要領 別表第17号から第21号までに掲げる措置要件、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議はありません。

申請日 令和  年  月  日

香川県知事 殿

\* 行政庁記入欄（申請者は記入不可）

受付番号	
受付区分	新規 追加

郵便番号

所在地

商号・名称

代表者職氏名

本社（本店）情報

法人の種類は、次の略号で記入すること。（個人は記入なし）  
 (株) 株式会社、(有) 有限会社、(資) 合資会社、(名) 合名会社、(合) 合同会社、  
 (同) 協同組合、(業) 協業組合 (企) 企業組合、(一財) 一般財団法人、(公財) 公益財団法人、  
 (一社) 一般社団法人、(公社) 公益社団法人

法人個人  法人  個人  
 (商号・名称カナは、法人の種類を記入しない)

商号・名称カナ

商号・名称

代表者役職  代表者役職は、次の略号で記入すること。（個人の場合は代表者）  
 代表取締役、取締役、無限責任社員、代表社員、代表理事、理事長、管財人、代表者

代表者カナ

代表者氏名  (姓と名の間を全角1スペース空けること)

郵便番号  所在地は都道府県名から記入。「丁目」「番地」「号」等は使用せず「-」で表示。  
 「大字」「字」の表記は省略する。ビル名は記入しない。

所在地

TEL  (市外局番、局番、番号は「-」で区切る)

法人番号  (個人事業主の場合は0を13桁記載してください(0000000000000))

申請事務担当者（この申請内容について説明できる者）

課名

氏名

TEL

行政書士による手続き代行の場合

行政書士名

所在地

TEL

令和6年度において、貴県で行われる測量・建設コンサルタント業務等書類を添えて、入札参加資格の審査を申請します。

**記載例（県外業者その1）**

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違しないことを誓約します。

当社（個人の場合は私、団体の場合は当団体）は、貴職が発注する測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査申請にあたり、現在及び将来において、香川県建設工事指名停止等措置要領 別表第17号から第21号までに掲げる措置要件、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても異議はありません。

申請日 令和  年  月  日

香川県知事 \_\_\_\_\_ 殿

\*行政庁記入欄（申請者は記入不可）

受付番号	
受付区分	新規 追加

郵便番号

所在地

商号・名称

業種別申請営業所（本店・支店等）

CD	営業所の名称	測量	建築	土木	地質	補償
	本店	○		○		○
	高松営業所		○			

\*CD欄は記入しないこと。（行政庁記入欄）

\*同一業種について、営業所の重複申請は不可。

代表者職氏名

法人の種類は、次の略号で記入すること。（個人は記入なし）

(株) 株式会社、(有) 有限会社、(資) 合資会社、(名) 合名会社、(合) 合同会社、(同) 協同組合、(業) 協業組合 (企) 企業組合、(一財) 一般財団法人、(公財) 公益財団法人、(一社) 一般社団法人、(公社) 公益社団法人

**本社（本店）**

法人個人  法人  個人

(商号・名称カナは、法人の種類を記入しない)

商号・名称カナ

商号・名称

代表者役職

代表者役職は、次の略号で記入すること。

代表取締役、取締役、無限責任社員、代表社員、代表理事、理事長、管財人、代表者

代表者カナ

(姓と名の間を全角1スペース空けること)

代表者氏名

(姓と名の間を全角1スペース空けること)

郵便番号

所在地は都道府県名から記入。「丁目」「番地」「号」等は使用せず「-」で表示。「大字」「字」の表記は省略する。ビル名は記入しない。

所在地

TEL

(市外局番、局番、番号は「-」で区切る)

法人番号

(個人事業主の場合は0を13桁記載してください(000000000000))

申請事務担当者（この申請内容について説明できる者）

課名

氏名

TEL

行政書士による手続き代行の場合

行政書士名

職印

所在地

TEL

商号・名称 (株)香川設計コンサルタンツ

支店・営業所情報

支店 1

受付番号

(商号・名称及び支店等の名称を記入すること。商号・名称と支店等の間を全角1スペース空けること。)

支店等カナ カガワセッケイコンサルタンツ タカマツエイギョウジョ

支店等名称 (株) 香川設計コンサルタンツ 高松営業所

受任者役職 営業所長

受任者カナ ニシカワ ケンジ (姓と名の間を全角1スペース空けること)

受任者氏名 西川 健二 (姓と名の間を全角1スペース空けること)

郵便番号 760 - 0017 所在地は都道府県名から記入。「丁目」「番地」「号」等は使用せず「-」で表示。「大字」「字」の表記は省略する。ビル名は記入しない。

所在地 香川県高松市番町4-1-10

TEL 087 - 831 - 1111 (市外局番、局番、番号は「-」で区切る)

支店 2

(商号・名称及び支店等の名称を記入すること。商号・名称と支店等の間を全角1スペース空けること。)

支店等カナ

支店等名称

受任者役職

受任者カナ

受任者氏名

郵便番号

所在地

TEL

申請に不要な支店欄は斜線を引いて消去すること。

当社（個人の場合は私、団体の場合は当団体）は、貴職が発注する測量・建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格審査申請にあたり、上記の者を代理人と定め、次の事項に関する権限を委任します。

【委任事項】

1. 見積及び入札に関する一切の権限
2. 契約の締結、変更及び解除に関する一切の権限
3. 代金の請求及び受領に関する一切の権限
4. 契約保証に関する一切の権限
5. その他契約締結に関する一切の権限
6. 前号各号に関する復代理人の選任に関する一切の権限

【委任期間】

貴自治体が入札参加資格として必要とする最新の名簿（指名競争入札参加資格者名簿等）に登載されている期間

# 経営規模等総括表（書面申請用）

受付番号

記載例

商号 (株)香川設計コンサル

業種	申請	直前2年間の決算に基づく業務高 【直近の決算日： 5年3月31日】		
		直前2年前 〔3年4月から 4年3月まで〕	直前1年前 〔4年4月から 5年3月まで〕	直前2カ年の年間平均業務高 (消費税抜き) (免税業者は消費税込み)
		千円	千円	千円
測量	○	3,115	3,190	3,153
建築	○	605,000	658,040	631,520
土木	○	100,120	146,000	123,060
地質				
補償	○	38,105	46,601	42,353
その他 申請以外の業種、 建設業、販売等		2,106	2,504	2,305
合計		748,446	856,334	802,391

(業種ごとの平均業務高は千円未満四捨五入。合計欄は縦に計算すること。)

営業年数 25年 { 創業日から申請日まで(組織変更、合併等による期間の通算)  
1年に満たない場合は0を記入すること。100年以上の場合は9

・各期の損益計算書の売上高(兼業含む)と一致させてください。  
・申請以外の業種の売上はその他に記入してください。

払込資本金 30,000千円 (個人事業者の場合は0を記入)  
(申請日直近の決算における金額を記入)

自己資本額 64,815千円  
(申請日直近の決算における金額を記入)

個人事業者の自己資本額  
○青色申告の場合  
{ 事業主借+元入金+青色申告特別 }  
{ 控除前の所得金額-事業主貸 }  
○白色申告の場合  
自己資本額は0(確認できないため)

決算日の変更により月数が12か月に満たない場合は、不足月数を前期の決算から月数で按分算入し、12か月に換算して記載してください。  
(例)令和4年に決算日を11月末から3月末に変更した場合  
前年 令和4年12月 ~ 令和5年3月 (4か月分)  
令和4年4月 ~ 令和4年11月 (8か月分)  
前々年 令和3年12月 ~ 令和4年3月 (4か月分)  
令和3年4月 ~ 令和3年11月 (8か月分)

希望業務等総括表（書面申請用）

商号 (株)香川設計コンサルタ

受付番号

(注1) 測量及び補償の「鑑定」は、登録がなければ希望することができない。

※行政庁

(注2) 建築の「建築一般」「意匠」「構造」は、契約締結する営業所（本店・支店等）に登録がなければ

記載例

ない。

(注3) 土木、補償の「業務高」は、それぞれの登録規程に基づく現況報告書記載の金額を記入すること。

業種	登録事業名	登録	希望	業務名	略号	業務高(千円)	登録番号	登録年月日	
測量	測量業者	○		測量一般	測量		第 1001 号	2 年 10 月 11 日	
				地図の調製	地図				
			○	航空測量	航測				
建築	建築士事務所	○	○	建築一般	建築		第 2001 号	3 年 12 月 24 日	
			○	意匠	意匠				
			○	構造	構造				
				冷暖房	暖冷				
		衛生	衛生						
		電気	電気						
		建築積算	建積						
		機械設備積算	機積						
		電気設備積算	電積						
		調査	調査						
	○	耐震診断	耐震						
土木	建設コンサルタント	○	○	河川、砂防及び海岸	河川	123,456	第 3001 号	2 年 5 月 10 日	
			○	港湾及び空港	港空				
				電力土木	電土				
			○	道路	道路	45,678			
				鉄道	鉄道				
				○	上水道及び工業用水道	上水			
				○	下水道	下水			
				○	農業土木	農業			
					森林土木	森林			
					水産土木	水産			
					廃棄物	廃棄			
				○	造園	造園			
			○	○	都市及び地方計画	都計			12,000
			地質	地質					
			土質及び基礎	土基					
			鋼構造及びコンクリート	鋼構					
			トンネル	トン					
			施工計画、施工設備及び積算	施工					
			建設環境	建環					
			機械	機械					
		電気電子	電電						
	その他	○	○	交通量調査	交通				
			○	環境調査	環境				
			○	経済調査	経済				
			○	水質等分析	水質				
				宅地造成	宅造				
				電算関係	電算				
				計算	計算				
				資料等整理	資料				
		施工管理	管理						
地質	地質調査業者			地質	地質		第 号	年 月 日	
				磁気探査	磁探				
補償	補償コンサルタント	○	○	土地調査	土地		第 5001 号	2 年 7 月 1 日	
			○	土地評価	土評				4,455
			○	物件	物件				6,678
				機械工作物	機工				
			○	営業補償・特殊補償	営業				1,000
				事業損失	事業				
		補償関連	関連						
	総合補償	総補							
	不動産鑑定業者	○	○	不動産鑑定	鑑定	第 5100 号	2 年 8 月 21 日		
		○		登記手続等	登記				

建築士事務所については、申請する営業所（本店・支店等）の登録を記入すること。

業務高については、登録していない場合は記入しないこと

登録年月日が複数ある場合は、最も古いものを記入すること。

・登録事業名、業務名の追加記入をしないこと（例：計量証明業者、土壌汚染指定調査機関など。メニュー以外の業務は受け付けをしません。）

1. 技術職員総括表（資格別人数・書面申請用）

受付番号

記載例

※行政庁記入

商号 (株)香川設計コンサル

(注1) 直接雇用の常勤の技術者について記入すること。  
(注2) 申請業種に関係なく、有する資格すべて記入すること。  
実務経験者は除く。

コード	資格の名称	部門	業務内容	全体	県内	コード	部門	業務内容	全体	県内
1001	測量士			2	0					
1002	測量士補			3	1					
2001	一級建築士			10	1					
2002	二級建築士			3	0					
2003	建築設備士									
2004	建築積算資格者									
3001	技術士	建設	河川、砂防及び海岸・海洋	1	0	3101	総合技術監理	河川、砂防及び海岸・海洋		
3002			港湾及び空港			3102		港湾及び空港		
3003			電力土木			3103		電力土木		
3004			道路	5	1	3104		道路	2	0
3005			鉄道			3105		鉄道		
3006		上下水道	上下水道及び工業用水			3106		上下水道及び工業用水		
3007		上下水道	下水道			3107		下水道		
3008		農業	農業土木			3108		農業土木		
3009		森林	森林土木			3109		森林土木		
3010		水産	水産土木			3110		水産土木		
3011		衛生工学	廃棄物管理			3111		廃棄物管理		
3012		建設	都市及び地方計画（造園）			3112		都市及び地方計画（造園）		
3013		建設	都市及び地方計画			3113		都市及び地方計画		
3014		応用理学	地質			3114		地質		
3015		建設	土質及び基礎			3115		土質及び基礎		
3016			鋼構造及びコンクリート			3116		鋼構造及びコンクリート		
3017			トンネル			3117		トンネル		
3018			施工計画、施工設備及び積算			3118		施工計画、施工設備及び積算		
3019			建設環境			3119		建設環境		
3020	機械	機械			3120	機械				
3021	電気電子	電気電子			3121	電気電子				
3201	RCCM		河川、砂防及び海岸・海洋							
3202			港湾及び空港	2	0					
3203			電力土木							
3204			道路	3	1					
3205			鉄道							
3206			上下水道及び工業用水	2	0					
3207			下水道							
3208			農業土木							
3209			森林土木							
3210			水産土木							
3211			廃棄物							
3212			都市及び地方計画（造園）							
3213			都市及び地方計画	1	0					
3214			地質	1	1					
3215			土質及び基礎							
3216			鋼構造及びコンクリート							
3217			トンネル							
3218			施工計画、施工設備及び積算							
3219			建設環境							
3220	機械									
3221	電気電子									
3301	1級土木施工管理技士									
3302	1級建築施工管理技士									
3303	1級電気工事施工管理技士									
3304	1級管工事施工管理技士									
3305	1級造園施工管理技士									
3306	1級電気通信工事施工管理技士									
3401	環境計量士	濃度	1	0						
3402	環境計量士	騒音・振動	2	1						
3403	一般計量士									
3404	第一種電気主任技術者									
3405	伝送交換主任技術者									
3406	線路主任技術者									
3501	技術士	衛生工学	水質管理							
3502		環境	環境測定							
3503		環境	環境検定							
3504		情報								
4001	地質調査技士									
5001	不動産鑑定士			2	0					
5002	土地家屋調査士			4	1					
5003	司法書士			1	0					
5005	土地区画整理士									
5004	補償業務管理士			4	3					
5006	補償業務管理士の内訳	土地調査		3	2	5014	補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者（補償業務管理士を除く）	土地調査		
5007		土地評価		2	2	5015		土地評価		
5008		物件		4	2	5016		物件		
5009		機械工作物		0	0	5017		機械工作物		
5010		営業補償・特殊補償		3	1	5018		営業補償・特殊補償		
5011		事業損失		3	1	5019		事業損失		
5012		補償関連		4	3	5020		補償関連		
5013		総合補償		1	0	5021		総合補償		

・技術士法の一部を改正する省令の施行後の選択科目を「農業土木」とする者を含みます。

・技術士法の一部を改正する省令の施行後の選択科目を「廃棄物・資源循環」とする者を含みます。

・補償業務管理士は50004（純人数）と5006～5013の内訳の両方に記入してください。

2. 申請業種別技術職員数（実人数）

申請業種	全体	香川県内
測量	3	1
建築	13	1
土木	10	1
地質		
補償	5	1
計(実人数)	31	4

(注1) この技術職員総括表に記入した資格を有する技術者を主として担当する業種に振り分けて記入すること。したがって、「計(実人数)」欄の人数は技術者数と一致させること。(申請しない業種の技術者を除く)  
(注2) 申請しない業種は、資格者がいても記入しないこと。

3. 林業技士（森林土木部門）については、林業技士（森林土木部門）一覧表を作成すること。  
注：技術職員総括表（資格別人数）には含まれない。

(注3) 補償業務の経験年数については、起業者である発注者から直接に受託又は請け負った補償業務について、その契約期間のうち直接従事した期間を個別に積み上げるものとする。起業者である国、地方公共団体等での経験は含まれません。